

介護保険事業の取扱い

介護保険事業の取扱いについて提案する。

平成15年9月26日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	23 介護保険事業の取扱い
<p>・介護保険事業（低所得者対策事業を除く）及び介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度である平成18年度から石狩市に統一し実施するものとする。</p> <p>・訪問介護事業及び通所介護事業については、地域的事情を考慮し、浜益村において現行のとおりとする。</p>	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	23	介護保険事業の取扱い	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業（低所得者対策事業を除く）及び介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度である平成18年度から石狩市に統一し実施するものとする。 ・訪問介護事業及び通所介護事業については、地域的事情を考慮し、浜益村において現行のとおりとする。 			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 一部事務組合等	3市村で構成している石狩地区要介護認定審査会については廃止し、合併時までに新たな認定審査会を設置するものとする。			
2. 介護保険事業計画	合併時は引続き各計画に基づいて事業を実施するものとし、この事業期間が終了した平成18年度に統一した事業計画を策定するものとする。			
3. 介護保険関係事務事業	法律に基づく事務事業のため3市村に差異がなく、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
4. 離島等地域加算	厚田村及び浜益村の訪問介護等のサービスには、通常の利用者負担額に離島等地域加算として15%を加算することができる。			
5. 訪問介護利用者負担軽減措置	法律に基づく事務事業のため3市村に差異がなく、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
6. 社会福祉法人等による低所得者利用者負担軽減措置	国の要綱に基づく事務事業のため3市村に差異がなく、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
7. 家族介護慰労金支給事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
8. 介護保険料低所得者減免措置	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
9. 訪問介護事業	地域的事情から民間の事業者によるサービス提供基盤がないことから、浜益村において現行のとおりとする。			
10. 通所介護事業	地域的事情から民間の事業者によるサービス提供基盤がないことから、浜益村において現行のとおりとする。			
11. その他の事業	合併時には石狩市の制度に合わせるものとするが、事業の存続については合併時までに石狩市において検討するものとする。			
12. 介護保険料	合併時は現行のとおりとし、第3期事業計画の初年度である平成18年度から石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 一部事務組合等（現況調書 2 ページ参照）
3 市村で構成している石狩地区要介護認定審査会については廃止し、新市において新たな認定審査会を設置するものとする。
2. 介護保険事業計画
3 市村とも平成 15～17 年度の 3 カ年計画で第 2 期事業計画を策定しており、合併時は引続き各計画に基づいて事業を実施するものとし、この事業期間が終了した平成 18 年度に統一した事業計画を策定するものとする。
3. 介護保険関係事務事業（現況調書 3～6 ページ参照）
法律に基づく事務事業のため 3 市村に差異がなく、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 離島等地域加算
厚田村及び浜益村の訪問介護等のサービスには、通常の利用者負担額に離島等地域加算として 15% を加算することができる。
5. 訪問介護利用者負担軽減措置（現況調書 7 ページ参照）
法律に基づく事務事業のため 3 市村に差異がなく、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
6. 社会福祉法人等による低所得者利用者負担軽減措置（現況調書 7、9 ページ参照）
国の要綱に基づく事務事業のため 3 市村に差異がなく、合併時に石狩市に合わせるものとする。
7. 家族介護慰労金支給事業（現況調書 8 ページ参照）

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
目 的	高齢者の居宅生活の継続を支援する。	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
内 容	10 万円を支給			
対 象	要介護度 4, 5 及びこれに相当する状態の者を居宅で介護している低所得世帯の家族			
実績及び実施した場合の推計	H14 支給者数 2 人 H14 決算 20 万円	H14 支給者数 0 人 H14 概算 0 万円	H14 支給者数 0 人 H14 概算 0 万円	

8. 介護保険料低所得者減免措置（現況調書8ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
目的	低所得者に対し、介護保険料の軽減を図る。 （平成15年度から実施）	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
内容	第1段階 0.5 0.25 第2段階 0.75 0.5			
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料第1, 2段階に属する者 ・本人の年間収入見込額が140万円未満の者 ・本人の預貯金が100万円未満の者 ・過去の保険料に未納のない者 ・自己の居住用以外に活用できる資産を所有していないこと ・市民税課税者に扶養されていない者 			
実施した場合の推計	H15見込 100人 H15決算見込 100万円 （1,2段階被保険者の概ね5%相当）	H15見込 23人 H15概算 33万円 （1,2段階被保険者の5%相当）	H15見込 31人 H15概算 35万円 （1,2段階被保険者の5%相当）	

9. 訪問介護事業（現況調書10ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
目的	該当なし	該当なし	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する。	地域的事業から民間の事業者によるサービス提供基盤がないことから、浜益村において現行のとおりとする。
内容			<ul style="list-style-type: none"> ・身体の介護に関すること ・生活の援助に関すること 	
利用料			厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは1割の額	
利用者			H14実績 1,342回 H14決算 287万円	

10. 通所介護事業（現況調書 1 1 ページ参照）

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
目 的	該当なし	該当なし	利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。	地域的事情から民間の事業者によるサービス提供基盤がないことから、浜益村において現行のとおりとする。
内 容			定員 1日12名 時間 10:00～15:00 内容 ・介護全般 ・入浴サービス ・送迎サービス ・昼食サービス ・機能訓練 ・相談等	
利 用 料			・介護報酬の大臣告示の規定の額とする。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割以内の額 ・食材料費 1食につき400円	
利 用 者			H14実績 1,970人 H14決算 1,100万円	

11. その他の事業（現況調書 8、1 2 ページ参照）

- ・介護サービス利用券交付事業については、石狩市の独自事業であるが、平成16年度までの時限措置となっている。
 - ・介護保険相談員派遣事業については、国からの補助が平成16年度までの時限措置となっている。
- これらのことから、合併時には石狩市の制度に合わせるものとするが、事業の存続については合併時までには石狩市において検討するものとする。

12. 介護保険料（現況調書13～14ページ参照）

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
目 的	介護保険事業に要する費用に充てるため、65歳以上の第1号被保険者から保険料を徴収する。			合併時は、現行のとおりとし、第3期事業計画の初年度である平成18年度から石狩市の制度に合わせるものとする。
被 保 険 者 数	第1段階 138人 第2段階 3,673人 第3段階 3,411人 第4段階 1,519人 第5段階 1,059人 合 計 9,800人	第1段階 23人 第2段階 427人 第3段階 215人 第4段階 62人 第5段階 39人 合 計 766人	第1段階 36人 第2段階 588人 第3段階 186人 第4段階 83人 第5段階 36人 合 計 929人	
保 険 料 率	第1段階 年額22,800円 第2段階 年額34,200円 第3段階 年額45,600円（月額3,800円） 第4段階 年額57,000円 第5段階 年額68,400円	第1段階 年額28,400円 第2段階 年額42,700円 第3段階 年額56,900円（月額4,742円） 第4段階 年額71,200円 第5段階 年額85,400円	第1段階 年額22,500円 第2段階 年額33,800円 第3段階 年額45,100円（月額3,759円） 第4段階 年額56,300円 第5段階 年額67,600円	
普 通 徴 収 納 期	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 7月15日から同月31日まで 第3期 8月15日から同月31日まで 第4期 9月16日から同月30日まで 第5期 10月15日から同月31日まで 第6期 11月15日から同月30日まで 第7期 12月15日から同月30日まで 第8期 1月15日から同月31日まで 第9期 2月15日から同月28日まで	第1期 7月15日から同月31日まで 第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 10月15日から同月31日まで 第4期 12月15日から同月25日まで 第5期 2月15日から同月28日まで	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 7月15日から同月31日まで 第3期 8月15日から同月31日まで 第4期 9月15日から同月30日まで 第5期 10月15日から同月31日まで 第6期 11月15日から同月30日まで 第7期 12月15日から同月30日まで 第8期 1月15日から同月31日まで 第9期 2月15日から同月28日まで 第10期 3月15日から同月31日まで	